

| 省庁名 | 管理コード | 規制の特項 事項名 | 該当法令等 | 制度の現状 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 措置の概要(対応策) | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 措置の 分類、 見直し | 措置の 内容、 見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の 分類、 見直し | 措置の 内容、 見直し | 各府省庁からの再々 検討要請に対する回 答 | 横組(プロ ジェクト) 管理番号 | 規制特例提案 事項管理番号 | 提案 主体 名 | 横組(プロ ジェクト) の名称 | 規制の特例事項の内容 | |
|-----|---------|-----------------------------------|---|---|-----------|---|---|---|--|---|--|---|--|------------|--|-------------------|-----------------------------|------------------------|------------------|---|--|---|---|
| 警察庁 | 0130080 | 道路運送車両の保安基準の緩和(車両への取り外し可能な回転灯の設置) | 道路運送車両法第41条、第54条、第109条、第109条、第55条、第109条、第218条 | 「道路運送車両の保安基準」第42条及び「道路運送車両の保安基準」第41条、第54条、第109条、第109条、第55条、第109条、第218条により、地方運輸局長が、地方運輸局長に必要事項を記載した申請書に基づき、点検する灯火、光量が規定する灯火、光量が300カンデラを超過する灯火を備えてはならない。 「道路運送車両の保安基準」第55条により、地方運輸局長が、地方運輸局長に必要事項を記載した申請書に基づき、点検する灯火、光量が規定する灯火、光量が300カンデラを超過する灯火を備えてはならない。 なお、認定を受けようとする者が、地方運輸局長に必要事項を記載した申請書に基づき、点検する灯火、光量が規定する灯火、光量が300カンデラを超過する灯火を備えてはならない。 | C | 地方運輸局長は、地方運輸局長に必要事項を記載した申請書に基づき、点検する灯火、光量が規定する灯火、光量が300カンデラを超過する灯火を備えてはならない。 「道路運送車両の保安基準」第55条により、地方運輸局長が、地方運輸局長に必要事項を記載した申請書に基づき、点検する灯火、光量が規定する灯火、光量が300カンデラを超過する灯火を備えてはならない。 なお、認定を受けようとする者が、地方運輸局長に必要事項を記載した申請書に基づき、点検する灯火、光量が規定する灯火、光量が300カンデラを超過する灯火を備えてはならない。 | 提案内容については、脱着式の可否等の諸条件を含め、全国規模での実施が可能となる青色回転灯を使用したパトロールの全体案について検討作業中であるため、現時点において、当該地区のみを特例として対応することにはできない。 なお、平成16年6月10日から同年7月11日まで、上記の試案についてパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえ、全体案を検討しているところである。 | パブリックコメントにおいては、青色回転灯は自動車に固定させ、その自動車は専ら防犯パトロールに用いる、という事項について検討対象とされているが、特区内において青色回転灯の使用、使用車両及び使用場所を特定させること等を条件とするれば、固定式ではない(脱着式)でも問題ないと考えられるので、脱着式を認めるよう再度検討願いたい。 | 全国展開を考えた現時点でのため認められないとのことであるが、特区内で認められる場合は実施についても検討し、また、当市では、さわやかパトロールやさわやかみまもり」などの事業を実施しており、事業参加者から強い要望が出ており、認められれば安全、安心のみならず、パトロールの効率化が期待できる。また、平成16年6月10日から同年7月11日まで実施したパブリックコメントにおいては、一定の条件下、固定式、青色回転灯を使用可能とする旨の提案を提示したところである。 | | | | 提案者によれば、固定式だけに限定すると市民が効果的に活用することは困難とのことである。これを踏まえ、着脱式について実現するにはどうすればいいか、期限までに真摯に検討し、回答されたい。併せて右提案主体からの意見に対し回答されたい。 | | 現在、パブリックコメントの実施結果等十分を踏まえ、固定式以外の方法による青色回転灯についても検討の対象とし、全体の仕組みや運用防止のための条件等を、関係機関と協議しているところである。地域性は乏しく、施設のみに当たっては全国一斉に行うべきものと考えている。当市としては、できる限り早(実施)、安全、安心のまちづくりを進めることを希望しており、全国実施も特例のほがら実施できるのであれば、認めていただきたいので、再々検討をお願いしたい。 | | | 1421 | 14211010 | 岐阜県大垣市 | さわやかパトロール特例構想 | 道路運送車両の保安基準(国交省令)第42条により「自動車には一定の灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる虞のあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。」と定められているが、これにより、指定されている灯火以外に取り外しを要する理由も、業務委託は1年ごとに取外しし、車両自体も業務委託であり取り外しできないと費用が高くなるため、更に、ボランティアの車両は独自に持ち込んで取り外しできないとボランティアとして募集することが出来ない。 | |
| 警察庁 | 0130090 | 道路交通法の規制緩和 | 道路交通法第109条、第1項及び第2項 | 都道府県公安委員会は、交通情報を提供するよう努めなければならないこととされており、また、同条第2項の規定により、都道府県公安委員会が内閣府令で定める者に交通情報の提供を受ける者に対しては、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委託することができる。 | D-1 | 都道府県公安委員会は、交通情報を提供するよう努めなければならないこととされており、また、同条第2項の規定により、都道府県公安委員会が内閣府令で定める者に交通情報の提供を受ける者に対しては、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委託することができる。 | 道路交通法第109条の2第1項の規定により、都道府県公安委員会は交通情報を提供するよう努めなければならないこととされており、また、同条第2項の規定により、都道府県公安委員会は内閣府令で定める者に交通情報の提供を受ける者に対しては、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める者に交通情報の提供に係る事務を委託することができる。 | 提案主体は独自に交通情報を提供することを求めているが、それが可能であると解していれば明らかになれる。また、貴庁の回答によれば、箱根町が独自に交通情報を提供するにあたり、神奈川県警察との調整が必要とのことだが、調整が必要な理由及びどのような事項について調整が必要なのかを具体的にかつ簡潔にお示し願いたい。 | 箱根町が独自に交通情報を提供することは可能であるが、神奈川県警察と交通情報、路面ラジオ、光ビーコン等に関する交通情報を提供した場合、ドライバーを混乱させ、交通の安全と円滑を害するおそれがあることから、箱根町と神奈川県警察がそれぞれ提供する交通情報が整合性のあるものであるよう、神奈川県警察と調整していただきたい。 | | | | | | | 1482 | 14821010 | 箱根町 | 交通情報提供特区 | 道路交通法で「公安委員会が委託したところ以外に、交通情報を提供することが出来ない」と規制されているが、これを撤廃し、箱根町内における交通情報を独自に提供できるようにする。 | | | |
| 警察庁 | 0130100 | 交通規制に関する権限を道路管理者に委 | 道路交通法第4条第1項 | 都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理し、道路における交通の規制をすることができる。 | C | 都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理し、道路における交通の規制をすることができる。 | 交差点における一時停止等の交通規制や横断歩道の設置は、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状等を勘案して、道路交通の安全と円滑を確保する観点から実施する必要があり、交通管理に関する専門的な知識、責任を有しない市長が、道路ネットワークの一部について一時停止等の交通規制や横断歩道の設置を行うこととは、交通の流れに悪影響を与え、交通事故を誘発しやすいため、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の安全なまちづくりを進めるための交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考えられるので、所轄警察署に相談していただきたい。 | 特区において、市が交通管理の専門的な知識、責任を有する所轄警察署と協議を行い、地域住民や道路利用者等の賛同を得た場合には、現状6ヶ月を要している所轄警察署協議から交通規制実施までの期間を1ヶ月程度に短縮することが可能か検討願いたい。また、右記提案主体の意見を踏まえ、交通規制に関する権限を市に委任することができないか再度検討願いたい。 | 交差点における一時停止等の交通規制や横断歩道の設置は、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状等を勘案して、道路交通の安全と円滑を確保する観点から実施する必要があり、交通管理に関する専門的な知識、責任を有しない市長が、道路ネットワークの一部について一時停止等の交通規制や横断歩道の設置を行うこととは、交通の流れに悪影響を与え、交通事故を誘発しやすいため、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の安全なまちづくりを進めるための交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考えられるので、所轄警察署に相談していただきたい。 | 平成15年8月から、構造改革特区制度として、地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、道路利用者等からなる地域参加型の協議会が総合的なまちづくりの計画を策定し、警察が、このまちづくりの計画に基づき、交通規制を実施する制度が実施されており、この制度を活用することにより、交通規制の実施について、地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑に行われることになれば、交通規制を実施するまでの期間を短縮することも可能となると考えられる。 なお、生活道路と呼ばれる住宅街内の道路については、道路ネットワークの一部を形成することに変わりはなく、住宅街内への車両の流入を抑制する交通規制を実施する際には、交通管理の専門的知識、責任を有する警察が、当該生活道路における交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状、交通規制の実施による周辺交通への影響、交通規制の実効性等を総合的に勘案してその適否を判断する必要があり、交通管理に関する専門的知識を有しない市長がそのような交通規制を行うことすれば、周辺の交通の流れに影響を与え、交通事故を誘発しやすいため、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の安全なまちづくりを進めるための交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考慮しているが、認められないことから、所轄署との協議をすることにより、判断しなされるのではないかと考えられる。また、特区申請にも記載したが、交通規制の申請から規制開始までの期間は現行規定で行う場合については、短縮はできない。 | 軽微な交通規制の実施要望に対して迅速に対応できるような仕組みの構築を検討し回答された。 | | | | 軽微な交通規制については迅速に対応できるような仕組みの構築を検討せよとの御要請であるが、交通規制が周辺の交通の流れに与える影響は、交通量、交通の状況、道路の形状、周辺の交通規制の実施状況等によって大きく異なるため、交通規制の種類、実施時期、実施場所等によって大きく異なることから、軽微な交通規制の実施要望に対して迅速に対応できる仕組みを構築することはできないが、再検討要請に対する回答として、平成15年11月に実施された構造改革特区制度に於いて、地域参加型の協議会が策定した総合的なまちづくりの計画に基づき交通規制の制度を活用すれば、交通規制を実施するまでの期間を短縮することも可能であると、この制度を活用していただけた。また、保安、理由など、交通規制の実施が著し、違反している車両が認められる場合は、当該市でも、都道府県警察に対して、迅速な業務処理を促していただきたい。 | | | | 1559 | 15591010 | 埼玉県栗戸市 | 安全なまちづくり構想 | 軽微な交通規制(交差点における一時停止)や指示標識(横断歩道)について、安全なまちづくりを進めるため、交通を目的とする道路以外の市民生活に密着した住宅街内における市道について、都公安委員会の権限を道路管理者に委任する。 |
| 警察庁 | 0130100 | 交通規制に関する権限を道路管理者に委 | 道路交通法第4条第1項 | 都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理し、道路における交通の規制をすることができる。 | C | 都道府県公安委員会は、道路標識等を設置及び管理し、道路における交通の規制をすることができる。 | 交差点における一時停止等の交通規制や横断歩道の設置は、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状等を勘案して、道路交通の安全と円滑を確保する観点から実施する必要があり、交通管理に関する専門的な知識、責任を有しない市長が、道路ネットワークの一部について一時停止等の交通規制や横断歩道の設置を行うこととは、交通の流れに悪影響を与え、交通事故を誘発しやすいため、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の安全なまちづくりを進めるための交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考えられるので、所轄警察署に相談していただきたい。 | 特区において、市が交通管理の専門的な知識、責任を有する所轄警察署と協議を行い、地域住民や道路利用者等の賛同を得た場合には、現状6ヶ月を要している所轄警察署協議から交通規制実施までの期間を1ヶ月程度に短縮することが可能か検討願いたい。また、右記提案主体の意見を踏まえ、交通規制に関する権限を市に委任することができないか再度検討願いたい。 | 交差点における一時停止等の交通規制や横断歩道の設置は、交通管理の専門的な知識、責任を有する警察が交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状等を勘案して、道路交通の安全と円滑を確保する観点から実施する必要があり、交通管理に関する専門的な知識、責任を有しない市長が、道路ネットワークの一部について一時停止等の交通規制や横断歩道の設置を行うこととは、交通の流れに悪影響を与え、交通事故を誘発しやすいため、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の安全なまちづくりを進めるための交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考慮しているが、認められないことから、所轄署との協議をすることにより、判断しなされるのではないかと考えられる。また、特区申請にも記載したが、交通規制の申請から規制開始までの期間は現行規定で行う場合については、短縮はできない。 | 平成15年8月から、構造改革特区制度として、地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、道路利用者等からなる地域参加型の協議会が総合的なまちづくりの計画を策定し、警察が、このまちづくりの計画に基づき、交通規制を実施する制度が実施されており、この制度を活用することにより、交通規制の実施について、地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑に行われることになれば、交通規制を実施するまでの期間を短縮することも可能となると考えられる。 なお、生活道路と呼ばれる住宅街内の道路については、道路ネットワークの一部を形成することに変わりはなく、住宅街内への車両の流入を抑制する交通規制を実施する際には、交通管理の専門的知識、責任を有する警察が、当該生活道路における交通の状況、周辺の交通規制の実施状況、交通事故の発生状況、道路の形状、交通規制の実施による周辺交通への影響、交通規制の実効性等を総合的に勘案してその適否を判断する必要があり、交通管理に関する専門的知識を有しない市長がそのような交通規制を行うことすれば、周辺の交通の流れに影響を与え、交通事故を誘発しやすいため、交通の安全と円滑の確保に重大な支障が生ずるおそれがある。警察としては、従前より、地域住民や道路利用者等の要望を踏まえつつ、交通の安全と円滑が図られる適切な交通規制の実施に努めているところであり、ご提案の安全なまちづくりを進めるための交通規制についても、地域住民や道路利用者等が賛同しており、道路交通の安全と円滑の確保の観点から問題のないものであれば、実施することは可能であると考慮しているが、認められないことから、所轄署との協議をすることにより、判断しなされるのではないかと考えられる。また、特区申請にも記載したが、交通規制の申請から規制開始までの期間は現行規定で行う場合については、短縮はできない。 | 軽微な交通規制の実施要望に対して迅速に対応できるような仕組みの構築を検討し回答された。 | | | | 軽微な交通規制については迅速に対応できるような仕組みの構築を検討せよとの御要請であるが、交通規制が周辺の交通の流れに与える影響は、交通量、交通の状況、道路の形状、周辺の交通規制の実施状況等によって大きく異なるため、交通規制の種類、実施時期、実施場所等によって大きく異なることから、軽微な交通規制の実施要望に対して迅速に対応できる仕組みを構築することはできないが、再検討要請に対する回答として、平成15年11月に実施された構造改革特区制度に於いて、地域参加型の協議会が策定した総合的なまちづくりの計画に基づき交通規制の制度を活用すれば、交通規制を実施するまでの期間を短縮することも可能であると、この制度を活用していただけた。また、保安、理由など、交通規制の実施が著し、違反している車両が認められる場合は、当該市でも、都道府県警察に対して、迅速な業務処理を促していただきたい。 | | | | 1559 | 15591020 | 埼玉県栗戸市 | 安全なまちづくり構想 | 道路法第45条第2項で定める道路標識、区画線及び道路標示について、必要な事項を定め、必要な事項に関する法令(平成16年3月22日内閣府「国土交通省令(第2号)第4条第1項第3号の規制緩和 |
| 警察庁 | 0130110 | 道路交通法に基づく安全運転業務の外部委託化 | 道路交通法第74条の5第1項 | 自動車利用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任又は解任したときは、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届けなければならない。 | D-1 | 自動車利用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任又は解任したときは、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届けなければならない。 | 現行法令上、届出受理に係る事務を民間委託することについては禁止する規定はない。 | 現行において警察が行っている届出受理業務を民間事業者等に委託するにあたり、その委託はどのような手続きを経て行われるのか、また、委託の可否の判断はどのような基準に基づき行うのか、それぞれお示し願いたい。 | 現行法令で対応可能であるため、意見なし。 | | 委託を行うか否かについては、都道府県公安委員会が、その届出受理業務の事務量等にかんがみ、必要と認める場合には、各都道府県の財務規則等に基づき実施しているものと承知している。 | 行政効率の観点から民間事業者への委託を提案する場合には、それを踏んだ対応を行うような仕組みを構築することを検討し回答されたい。 | | | | | 1140 | 11402100 | 広島県 | 分権化による活性化プラン | 警察業務の効率化及び民間事業者等への外部委託を推進するため、安全運転管理者等の届出業務の外部委託が可能となるよう道路交通法の改正を行うこと。 | | |